

意見書案第8号

主要農作物種子法復活法案についての意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成30年6月22日提出

提出者	中間市議会議員	柴田芳信
賛成者	〃	田口澄雄
〃	〃	田中多輝子

主要農作物種子法復活法案についての意見書

種子法は昭和27年に制定されて、原種、原原種の生産、そして種子の普及、及び優良な品種改良、奨励品種の指定、試験あるいは、手続きを義務付けるというような大変具体的に、食の安全を守るために農業の分野で貢献してきました。

しかしながら、昨年の種子法廃止法の議論は十分とは言えず、平成30年4月1日に廃止されました。また、その際、都道府県の役割が後退しないよう付帯決議を付したが、政府の運用方針は、付帯決議に沿ったものとは言えない。

このことに多くの農業関係者が不安を抱えています。

よって、下記の通り要望致します。

1. 廃止前の主要農作物種子法の内容を復活すること

廃止前の主要農作物種子法に定められている内容（稲、麦、大豆を対象に、都道府県による種子生産ほ場の指定、生産物審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指定等）をそのまま規定する。

2. 農業競争力強化支援法第8条第4号を削除すること

種子生産に関する知見の国外流失を招きかねない農業競争力強化支援法第8条第4号の規定を削除する。

※（農業資材に係る事業環境の整備）

第8条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一～三（略）

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

わが国の食の安全を守るため種子法の復活を求めます。

以上により地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成30年6月22日

中 間 市 議 会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
農林水産大臣 齋藤 健 様